

資料1 業種別のおもな償却資産

| 業 種          | 償 却 資 産 の 内 容   |
|--------------|---|
| 各業種共通のもの     | 駐車場や構内の舗装路面（ロードヒーティング含む）、融雪槽、受変電設備、庭園、門扉・塀などの外構工事、ネオンサイン、広告塔、簡易間仕切、看板、カーテン、ブラインド、応接セット、除雪機（歩行型）、パソコン、LAN配線、コピー機、金庫、ロッカー、テレビ、冷蔵庫など |
| 喫茶・飲食店       | 厨房機器、製めん機、混合機、カウンター、室内装飾品、音響機器、放送設備、タオル蒸器、日よけ、自動販売機、レジスターなど   |
| 理容・美容業       | 洗髪設備、赤外線灯、理容・美容椅子、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、レジスターなど  |
| クリーニング業      | 洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、給排水設備、レジスターなど   |
| 農 業          | 稲刈機（歩行型）、乾燥機、耕うん機（歩行型）、散粉機、飼料配合機、精米機、は種機、田植機（歩行型）、脱穀機、動力噴霧機、発芽機、バインダー、もみすり機、ビニールハウスなど   |
| 医療（歯科）薬局 業 業 | ベッド、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、給食用厨房器具、消毒殺菌用機器、各種医療機器（レントゲン装置、心電計、顕微鏡、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚など   |
| 小 売 業        | ショーウィンドウ、陳列ケース、自動販売機、冷凍ストッカー、日よけ、レジスターなど  |
| ガソリン給油所      | 給油装置、地下タンク、キャノピー（家屋と分離しているもの）、リフト、充電機、コンプレッサー、自動販売機、レジスターなど   |
| 自動車修理業       | 旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、洗車機、コンプレッサー、溶接機、充電機、グラインダー、ドリル、検査工具、治具、取付工具など   |
| 建 設 業        | ブロックゲージ、トランシット、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、足場材料など   |
| 不動産賃貸業       | 中央監視装置、緑化施設、融雪槽、露天式立体駐車設備、ルームエアコン、FFストーブなど  |

**資料2 少額減価償却資産の取扱いについて**

| 経理区分<br>取得<br>価額基準 | 一時の損金、<br>必要経費と<br>したものの | 3年間の<br>一括償却と<br>したものの | 税務会計上、個別に<br>減価償却資産として<br>計上しているもの<br>(法人の場合) | 中小企業者等の<br>全額損金算入特例<br>を適用したもの |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---|--------------------------------|
| 10万円未満             | ×                        | ×                      | ○   |                                |
| 10万円以上<br>20万円未満   |                          | ×                      | ○   | ○                              |
| 20万円以上<br>30万円未満   |                          |                        | ○   | ○                              |

申告対象となります・・・○

申告対象となりません・・・×

該当事例がありません・・・／

**資料3 国税（法人税・所得税）との違い**

| 項目                                     | 固定資産税                                      | 国 税   |
|--|--|---|
| 償 却 計 算 の 期 間                          | 暦年（賦課期日制度）                                 | 事業年度  |
| 減 価 償 却 の 方 法                          | 一般の資産は「従来の定率法」<br>※減価率は法人税法等の「旧定率法」の償却率と同じ | 建物以外の資産は償却方法が<br>選択可能<br>(なお、資産の取得年月日によ<br>って適用される償却方法が異<br>なる) |
| 前年中の新規取得資産                             | 半年償却（1/2）                                  | 月割償却  |
| 圧 縮 記 帳 の 制 度                          | 認められません<br>(圧縮前の取得価額を記入し<br>てください)         | 認められます  |
| 特 別 償 却 ・ 割 増 償 却<br>( 租 税 特 別 措 置 法 ) | 認められません                                    | 認められます  |
| 増 加 償 却                                | 認められます                                     | 認められます  |
| 評 価 額 の 最 低 限 度                        | 取得価額の100分の5                                | 備忘価額（1円）  |
| 改 良 費                                  | 区分評価                                       | 原則区分評価  |